人権方針

(人権に対する考え方)

第1条

農林中央金庫(以下「当金庫」といいます。)は、農林中央金庫法の定めるところにより、 農林水産業者の協同組織を基盤とする全国金融機関として、農林水産業の発展に寄与し、 もって国民経済の発展に資するとの社会的使命を負っています。農林水産業の従事者がよ り多くの幸せを享受できるよう努めることはもとより、協同組織が有する相互扶助の理念 および精神に則り、平等に根ざした人々の権利と尊厳を尊重し、公平な社会の実現を目指 しています。

このような認識のもと、当金庫は、事業活動および事業運営のあらゆる側面において人権を尊重し、人間が等しくもつべき尊厳と自尊の精神を高める努力を続けていくことをここに誓います。農林水産業者の協同組織の一員として、各系統団体との連携・協力を図りつつ、持続可能な社会の実現への貢献に努めます。こうした貢献を果たすにあたっては、法令等の規制の遵守のみならず、健全な企業文化の醸成に不断に取り組みつつ、事業活動が人権に与える負の影響の低減と正の影響の拡大に努めます。

さらに、国際的な人権課題に対応していくため、「世界人権宣言」、「社会権規約」、「自由権規約」、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、「グローバル・コンパクト」、「OECD 多国籍企業ガイドライン」等の国際的な基準を支持し、尊重します。

(本方針の位置づけ)

第2条

当金庫では、「倫理憲章」が全役職員の行動規範を定める最上位の基本的な規定となっています。本方針はこの「倫理憲章」のもとに置き、人権に対する私たちの行動の基本的な指針と位置づけます。

本方針のもとに「投融資基本方針」を置き、人権尊重を事業活動において実行するための指針として位置づけます。特に人権に対して重大な負の影響を与える可能性が高いと認識されるテーマおよびセクターに関しましては、プライオリティーに応じ適切な対応をできるよう整備します。

(本方針にかかるガバナンスと管理体制)

第3条

本方針は、理事会が定める協議会で協議し理事会にて決定されました。今後も外部環境

の変化等に鑑みて更新が必要な場合には、同様のプロセスで協議・決定します。

(適用範囲)

第4条

本方針は当金庫の全役職員に適用されます。

また、当金庫のお客さまおよびサプライヤーに対しても、本方針に基づいて人権尊重を 要請するよう努めます。

(役職員の人権尊重)

第5条

当金庫は、すべての役職員に対し、職場の内外において人権尊重に基づく行動・行為を 実行するよう徹底しています。

また、役職員一人ひとりが最大の経営資源であることを基本とし、業務運営は一人ひとりの日常的な行動に支えられていることを認識しています。多様な役職員各々がその能力を最大限に発揮し、役割を適切に果たしていくことができるよう、お互いの個性や創意工夫を尊重し、闊達で自由な気風を持つ組織風土を構築し、生きがいと充実感を持って働ける魅力ある職場づくりに取り組みます。

(お客さまへの人権配慮の要請)

第6条

当金庫は、人権に配慮した事業活動の実行において、お客さまに対しても、人権を尊重 し、侵害しないことを要請するよう努めます。

当金庫は、提供する金融サービスが与え得る人権への負の影響を防止または軽減するために、デューデリジェンスを行うよう努めます。

また、当金庫が提供する金融サービスを通じて、お客さまが人権に対して負の影響を与えている可能性があると判断された場合には、「投融資基本方針」等の指針を踏まえ、適切な措置を講ずるよう努めます。

当金庫は、大規模なプロジェクト向けの融資に関する人権への取組みとして、赤道原則 を適用しています。人権に与えるリスクと影響の性質と規模に応じて、人権に対する適切 な配慮をお客さまに求めます。

(サプライヤーへの人権配慮の要請)

第7条

当金庫は、サプライヤーに対しても、人権を尊重し、侵害しないことを要請するよう努

めます。また、当金庫による人権に対する負の影響を防止または軽減するために、サプライヤーに対して人権尊重への遵守を確認するプロセスを整備するよう努めます。

サプライヤーが人権に対して負の影響を与えている可能性があると判断された場合には、 適切な措置を講ずるよう努めます。

(救済措置の整備)

第8条

当金庫は、各部店に人権責任者・人権担当者を置き、役職員が相談できる内外窓口を設置しています。お客さまやサプライヤー、地域住民の方々は、電話やウェブサイトを通じて相談が可能です。ステークホルダーの方々からの相談・苦情の適切な対応に取り組みます。

(ステークホルダー・エンゲージメント)

第9条

当金庫は、基本的使命や社会的責任を持続的に果たしていくためにも、社内外のステークホルダーと一層強固な信頼関係を維持・構築していくよう努めます。そのために、ステークホルダーに対するアカウンタビリティーを果たすとともに対話を積極的にすすめ、当金庫の人権への取組みがステークホルダーからの期待に沿うよう努力します。

(本方針の実現に資する企業文化醸成に向けて)

第10条

本方針の実行にあたっては、後述する啓発・教育活動はもちろん、健全な企業文化の醸成・定着が密接不可欠と考えています。人権問題への適切な対応を進めつつ、事業活動を通じて発生するリスクと得られるリターンを常に意識すること、職員一人ひとりが透明性を確保しつつ自己責任意識を持って行動すること、闊達で自由な議論や多様な意見を尊重し魅力ある職場づくりを実践することに取り組みます。

(当金庫内における役職員のコミットメントや啓発・教育)

第11条

本方針を当金庫内役職員に周知し、その遵守を徹底します。また、役職員に対して人権 問題に関する啓発・教育を継続的に実施します。

以上